

## SEC フラッシュレポート

### SEC と PCAOB は経営者のための指針及び監査基準改定案を最終化する会議の開催を発表

(2007 年 5 月 16 日)

先月開催された証券取引委員会 (SEC) の公開会議において、公開会社会計監視委員会 (PCAOB) による 2 つの基準案、つまり、(1) サーベンス・オクスレー法 (企業改革法) 404 条 (b) を遵守するための監査基準案、及び (2) 監査における他者の作業の利用に関する監査基準案、に関する SEC スタッフによる対応が議論された。開催にあたり、クリストファー・コックス SEC 委員長は、SEC による経営者のための指針を 5 月末までに完成させることを目標としていると述べた。また、同会議において、PCAOB のマーク・オルソン委員長は、監査基準第 2 号「財務諸表監査に関連して実施される財務報告に係る内部統制の監査」(AS2) を早急に改定し、新基準を 2007 年度の監査に適用できるようにする予定であると述べ、新しい指針を 2007 年の監査に適用することが目的であるという SEC スタッフのコメントに合意した。4 月の公開会議以降、コックス委員長はスピーチや報道発表において、「予定通りに実行する」ことの重要性を一貫して強調してきた。

今日、SEC と PCAOB は、新しい基準に結論を出すための公開会議を来週開催する予定であると発表した。SEC は、2007 年 5 月 23 日 (水) に公開会議を開催し、経営者による財務報告に係る内部統制 (ICFR) の評価のための解釈指針の採択を検討する予定である。SEC は、また、SEC の解釈指針に基づく評価が取引所法規則 13a-15 (c) 及び 15d-15 (c) に基

づく経営者による年次評価の要請を満たすことを明らかにするための規則の修正の採択も検討する。さらに、SEC は、監査人が ICFR の有効性についての意見のみを表明することを要請するための、レギュレーション S-X の規則 1-02 (a) (2) 及び 2-02 (f) の修正の採択も検討する。最後に、用語の定義に関して、SEC は取引所法規則 12b-2 及びレギュレーション S-X の規則 1-02 の修正の採択も検討する。

PCAOB は、2007 年 5 月 24 日 (木) に公開会議を開催し、ICFR の監査基準の最終案、独立性に関する規則、及び関連する監査基準の修正に対して投票を行うことを発表した。新しい基準が採択されれば、PCAOB の現在の監査基準である AS2 は廃止される。

SEC と PCAOB のそれぞれの議題には、その他の検討事項も含まれている。しかし、404 条への対応プロセスを改善するための過去 10 ヶ月にわたる両者の活動が大詰めを迎えるため、上記の事項が特に重要である。

プロティビティは、これら 2 つの会議をモニターし、SEC と PCAOB によるアクションの結果についてのフラッシュレポートを発行する予定である。